

高浜市における地下水汚染について（続報）

1 調査結果の概要

県は、六価クロム化合物並びにほう素及びその化合物による地下水汚染の範囲を確認するため、地下水基準超過が確認された発端井戸周辺に存在する井戸 1 本の地下水質を調査しました。

その結果、周辺井戸では環境基準に適合しており、周辺への地下水汚染の拡大は認められませんでした。

周辺井戸の地下水の水質調査結果

	調査地点	調査結果 (mg/L)		用途
		六価クロム化合物	ほう素及びその化合物	
1	高浜市碧海町 (周辺井戸)	< 0.01	0.08	工業用
	環境基準	0.02 以下	1 以下	—

2 周辺の井戸所有者に対する情報提供

県は、関係行政機関と連携して周辺の井戸所有者へ汚染の状況等の情報提供を実施しました。

3 今後の対応

事業者は、地下水モニタリング及び揚水施設による地下水汚染の拡大防止の措置を実施する予定です。

県は事業者に対し、土壌・地下水汚染対策を適切に実施するように指導していきます。

参考

○ 基準を超過した特定有害物質について

・ 六価クロム化合物

六価クロム化合物の毒性として、溶液にさわったり、非常に細かい粒子を含む蒸気を吸い込むことによって、手足、顔などに発赤、発疹が起こり、炎症が生じることが知られています。また、鼻の粘膜やのどへも炎症が生じやすく、ひどくなると鼻中隔の内部の組織にまで炎症が及ぶことがあります。

（参考：環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」）

・ ほう素及びその化合物

急性毒性としては、悪心、嘔吐、下痢、腹痛等の症状を起こします。ホウ酸の中毒量は成人で1～3 g、経口致死量は成人で15～20 g、幼児で5～6 g、乳児で2～3 gと言われています。また、慢性毒性としては、ホウ酸水でうがいをしたときなどに起きる食欲不振・無力症等のほか、ホウ酸を添加した食品の摂取による消化管障害の報告があります。

（参考：改訂4版 水道水質基準ガイドブック 日本環境管理学会編）